平成２１年（フ）第２０８号
鹿児島県霧島市国分福島1271番地１　クレインワルツ103号
債務者　児玉　洋之
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目２番12―２号ツインズＢ棟
債務者　前田　辰巳
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目２番12―２号ツインズＢ棟
債務者　前田　鈴代
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目４番３号　クレヨンハイツ103号　安達方
債務者　榎原美代子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
鹿児島県曽於市大隅町岩川199番地１
債務者　新川　和秋
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
沖縄県那覇市牧志１丁目４番27―303号　共立マンション牧志
債務者　小濱トモ子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４３６号
沖縄県那覇市字安里130番地２　アネシス2000　301
債務者　喜納昌誉士
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４０号
宮城県登米市米山町西野字見通３番地１　米山西野第一住宅４号
債務者　前田　耕作
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第５６号
宮城県登米市米山町中津山字清水32番地２
米山清水第一住宅２―12号
債務者　泉田　安夫
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第４８４号
秋田県潟上市飯田川下虻川字向78番地６
債務者　川上　貞雄
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４０号
茨城県神栖市息栖2824番地２
債務者　小澤美智子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１５５号
茨城県潮来市日の出７丁目２番地31　パールハイツ102
債務者　米川　幸一
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１６３号
茨城県神栖市神栖３丁目１番32号　メゾンモリヤ17　コーポスワン102号室
債務者　鹿内　廣樹
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第４６２号
長野市大字若槻団地１番地506ＪＫ―３若槻105号
債務者　唐木　花永（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
長野県東御市常田222番地17
債務者　尾形　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２２２号
長野県上田市仁古田1357番地
債務者　戸島　俊也
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２２７号
長野県上田市小泉370番地３、前住所長野県上田市保野203番地５
債務者　尾崎真由美（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
長野地方裁判所上田支部